

認可対象候補物質リストに5物質を追加

欧州化学物質庁(ECHA)は2024年1月23日、認可対象候補物質リスト(Candidate List)に第30次の認可対象候補物質として、5物質を追加したことを発表しました。

この結果、認可対象候補物質(SVHC)は計240物質となりました。

今回追加された物質は、次の通りです。

- 2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール
(2,4,6-tri-tert-butylphenol)
(CAS番号:732-26-3)
- チヌビン 329(UV-329)
(2-(2H-benzotriazol-2-yl)-4-(1,1,3,3-tetramethylbutyl)phenol) (CAS番号:3147-75-9)
- 2-(ジメチルアミノ)-2-(4-メチルベンジル)-1-(4-モルホリノフェニル)ブタン-1-オン
(2-(dimethylamino)-2-[(4-methylphenyl)methyl]-1-[4-(morpholin-4-yl)phenyl]butan-1-one)
(CAS番号:119344-86-4)
- チヌビン 326(UV-326)
(Bumetrizole) (CAS番号:3896-11-5)
- 2-フェニルプロペンとフェノールのオリゴマー化およびアルキル化反応生成物
(Oligomerisation and alkylation reaction products of 2-phenylpropene and phenol)
(CAS番号:-)

成形品の製造者及び輸入者は、0.1wt%を超過するSVHCが自社の成形品中に含まれ、それらの成形品中の該当物質が年間1トンを上回る場合、認可対象候補物質リストへの掲載から6ヶ月以内にECHAへの届出が義務付けられています。

ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 2024年1月23日付 欧州化学物質庁ホームページ
無機分析箇所 五月女欣央

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

[1. 水質汚濁防止法等の施行状況について\(2022年度\)](#)

化審法におけるPFOA関連物質等に係る措置(案)に関する意見募集の実施

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)におけるペルフルオロオクタン酸(PFOA)の異性体とその塩及びPFOA関連物質(以下、「PFOA関連物質等」という。)に係る措置(案)について意見募集が、2024年2月1日から3月1日まで行われました。

措置(案)の内容は、以下の通りです。

①製造、輸入を原則禁止

「ペルフルオロアルカン酸(定義に該当する化合物)又はその塩」及び「PFOA関連物質(PFOI、8:2FTOHと定義に該当する化合物)を生成する化学物質として厚生労働省令等で定めるもの」が第一種特定化学物質に指定され、製造、輸入にあたっては許可が必要となります。

②使用製品の輸入を禁止

輸入を禁止する製品は、PFOAの異性体とその塩はフロアワックス等、PFOA関連物質は撥水撥油剤等です。

③認められた用途以外での使用を禁止

政令で指定される用途は、医薬品の製造を目的としたPFOBの製造のためのPFOIの使用と侵襲性及び埋込型医療機器の製造を目的としたPFMAの製造のため8:2FTOHの使用です。

④使用された一部の製品(消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤)について取扱いに係る技術基準を設定
今後は、各省令で定めるPFOA関連物質について、2024年夏以降に審議の予定です。

資料 2024年2月1日付 電子政府の総合窓口

(<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNA=ME=PCMMSTDETAIL&id=595224001&Mode=0>)を引用して作成

有機分析箇所 長谷川知草

[2. 民間建築物における吹付けアスベスト等飛散防止対策に関する調査結果](#)

[3. 化審法におけるPFHxS等の追加に関する意見募集の実施](#)

[4. 水質管理目標設定項目における農薬類の評価値の見直しについて](#)



PFASの小冊子進呈中!

PFASとはPFOSやPFOAなどの有機フッ素化合物の総称で、撥水、撥油性を有し、難分解性で安定しているために、様々な製品に使用されてきました。

しかし、その安定性から環境中の残留性や生体内への蓄積性が問題視され、国内外で規制の動きがあります。

当社では、PFASの規制などに関する情報を小冊子としてまとめ、希望者に進呈いたします。

お問い合わせはこちら



[過去の記事はこちら](#)

[お問い合わせはこちら](#)